

🔧 今月のポイント



新型コロナウイルス感染症にかかる

雇用調整助成金

今回は、雇用調整助成金のご案内をします。新型コロナウイルス感染症で影響を受けた企業に対しての特例措置が拡大されています。

雇用調整助成金

どんなときにもらえる？

新型コロナウイルス感染症によって、事業を縮小せざるをえず、それに伴って雇用を維持するために従業員を休業させた場合に、会社は従業員に対して休業手当を支払うことが法律で定められており、その補助としてもらえる助成金です。

主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響によって売上等が5%以上減少していること
(例) 計画書提出の属する月の前月を基準とします。
2020年5月に計画書提出であれば、
2020年4月の売上が、2019年4月の売上と比較して5%以上減少している
2. 休業前に労使協定を結び、休業に入ること
3. 労使協定に基づいた休業手当を支払うこと

助成額

休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額（※1）×助成率

（※1）従業員に支払った個々の休業手当へ助成率をかけるのではなく、会社ごとに決められた日額で計算をします。

助成率

	解雇を行わない	解雇を行う
中小企業	9/10	4/5
大企業	3/4	2/3

ポイント

- ・雇用保険被保険者でない労働者も対象
- ・本来は事前の計画届が必要ですが、初回に限り事後提出もOK（1/24～6/30まで）
- ・支給限度日数 1年100日（原則）
+ 1/24～6/30日の期間
- ・日額の上限額 8,330円
日額は、前年度1年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度1年間におけるの1ヶ月平均の雇用保険被保険者数および年間所定労働日数で割った額にそれぞれの会社の休業手当の支払い率をかけた金額

休業手当

労働基準法第26条に、使用者の責めに帰すべき事由によって労働者を休業させた場合は、平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなくてはならない

平均賃金

平均賃金の計算方法

算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に支払った賃金総額
暦日数

（具体例）

・3月31日から休業を開始した場合・賃金締切日は毎月15日

期間	月分	日数	金額
12月16日から1月15日	1月分	31日	328,000円
1月16日から2月15日	2月分	31日	289,400円
2月16日から3月15日	3月分	28日	278,920円
合計		90日	896,320円

平均賃金の計算

賃金総額 896,320円 ÷ 90日 = 9,959円11銭

平均賃金（銭未満を切り捨て）9,959円11銭

※なお、上記は原則の計算であり、賃金が日額や出来高給で決められ労働日数が少ない場合、総額を労働日数で除した6割に当たる額が高い場合はその額を適用。（最低保証）

※2020年4月11日現在の情報です。詳細はお近くのハローワークもしくは労働局へお尋ねください。